平成２５年（フ）第５２号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目14番地の２11―204
債務者　安東　史郎
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５０号
大阪府東大阪市花園本町１丁目２番15号　アミティ東大阪ＰＡＲＴⅢ　305号室
債務者　鳴海　祐司
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８号
大阪府大東市大野２丁目４番03号　白芳荘20号館７号
債務者　東村　和洋
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７５号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番47―202号、前住所大阪市淀川区西宮原１丁目８番１―604号
債務者　向山　秀子（旧姓橋場）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８号
大阪府門真市城垣町８番13号
債務者　小橋　崇世（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３号
大阪市浪速区日本橋西２丁目２番１―301号
債務者　武本　貞男
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２０号
大阪市西成区千本中２―９―４―303、住民票上の住所大阪市阿倍野区晴明通11番59号　石黒方
債務者　志波　広昭
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８号
大阪市住之江区北島１丁目３番33号　ビバリーヒルズ北島東３Ｂ
債務者　福井　浩一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７号
大阪市東淀川区大道南１丁目５番２号
債務者　三光商会こと　小森　昭洋
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８号
大阪府東大阪市御厨１丁目５番45号
債務者　金井　孝子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８号
高知県四万十市佐田378番地、前住所高知県四万十市中村東町１丁目11番21号
債務者　前田　國惠
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２号
佐賀県唐津市浦6137番地21
債務者　吉田　清作
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２５５９号
名古屋市南区三条１丁目７番４―103号　三条住宅
債務者　横平　忠義
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
名古屋市瑞穂区洲雲町３丁目37番地の１　タウンハウス桜山303号
債務者　下出　豊子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４号
熊本県玉名郡長洲町大字高浜1300番地１
債務者　郷之丸　繁
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第３号
熊本県荒尾市西原町１丁目15番26号
債務者　西川　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第８５号
島根県仁多郡奥出雲町上阿井3780番地３
債務者　鴨山　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
松江市馬潟町349番地25
債務者　奥野　将悟
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで　松江地方裁判所民事部